３　認証の業務の一部を廃止した場合であって、前項の規定により国内登録認証機関が登録証を返納したときは、主務大臣は、新たな登録証を作成し、当該国内登録認証機関に対し、交付するものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第三十条　法第四十九条第二項第三号の主務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

２　法第四十九条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、国内登録認証機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第四章　登録の取消し

（聴聞の特例）

第三十一条　行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十七条第一項の規定による許可の申請については、自らを利害関係人として当該聴聞に関する手続に参加しようとする者は、聴聞の期日の四日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。

第三十二条　行政手続法第二十条第三項の規定による許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の四日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。ただし、同法第二十二条第二項（同法第二十五条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知をされた聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りではない。

（登録証の返納）

第三十三条　国内登録認証機関は、法第五十二条第一項の規定により登録が取り消されたときは、遅滞なく、その登録証を主務大臣に返納しなければならない。

第五章　雑則

（帳簿）

第三十四条　法第五十三条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　認証依頼者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認証の依頼を受けた期日

三　認証の依頼に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合に限る。）

四　電磁的記録の名称

五　審査を行った期日

六　審査の結果

七　審査を行った者の氏名

八　認証契約を締結した期日及び認証番号

２　法第五十三条の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、帳簿の最終の記載の日から起算して五年とする。

（立入検査の証票）

第三十五条　法第五十四条第二項において準用する法第二十九条第二項に規定する証票は、様式第十三とする。

２　法第七十四条第一項の規定により法第五十四条第一項の規定による立入検査の際に機構の職員が携帯すべき法第七十四条第五項に規定する証票は、様式第十四とする。

（準用）

第三十六条　第九条から第三十四条までの規定は、外国登録認証機関に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第十一条第一項及び第十二条	第四十五条第二項第一号	第五十五条第二項において準用する第四十五条第二項第一号
第十四条第一項	第四十五条第二項第二号	第五十五条第二項において準用する第四十五条第二項第二号
第十四条第二項	外国にある事務所	国内にある事務所
第十五条第二項第一号	第四十五条第二項第三号	第五十五条第二項において準用する第四十五条第二項第三号
第十九条第一項第五号	第五十二条第一項	第五十六条第一項
第十九条第一項第六号	第五十二条第二項	第五十六条第二項
第二十二条第一項及び第二十三条	第四十五条第三項	第五十五条第二項において準用する第四十五条第三項
第二十七条第一項	第四十六条	第五十五条第二項において準用する第四十六条
第二十八条第一項	第四十七条第一項前段	第五十五条第二項において準用する第四十七条第一項前段
第二十八条第二項	第四十七条第一項後段	第五十五条第二項において準用する第四十七条第一項後段
第二十八条第三項	第四十七条第二項	第五十五条第二項において準用する第四十七条第二項
第二十九条第一項	第四十八条	第五十五条第二項において準用する第四十八条
第三十条第一項	第四十九条第二項第三号	第五十五条第二項において準用する第四十九条第二項第三号
第三十条第二項	第四十九条第二項第四号	第五十五条第二項において準用する第四十九条第二項第四号
第三十三条	第五十二条第一項	第五十六条第一項
第三十四条第一項及び第二項	第五十三条	第五十五条第二項において準用する第五十三条

様式第１（第１条第４項関係）

略称表示承認申請書

年　　月　　日

殿

住所
申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　㊞